

## 萩尾溜池公園バイオトイレ導入業務委託仕様書

### 1 委託名

萩尾溜池公園バイオトイレ導入業務委託

### 2 委託目的

当該施設の設置予定地は萩尾溜池公園（市立公園）内であり、県立豊野少年自然の家のハイキングコースの昼食場所として年間 2,300 人の利用がある。また、バス釣りが盛んで多くの方が集う場所となっており、宇城市のフィッシングポイントとなっている。併せて計 3,000 人ほどの利用者がいる。

萩尾溜池公園（市立公園）を含む約 8 km の自然豊かなハイキングコースは、現在トイレがスタート地点と萩尾溜池公園設置の仮設トイレの二箇所のみとなっているが、萩尾溜池公園内に設置している仮設トイレが一基しかなく、かつ昼食場所となっているためトイレの利用者も多く、待ち時間が長い。しかし、既存トイレは耐震の関係上、改修不可かつ溜池が農業用溜池のため排水場所がなく下水設備が設置できない。よって既存トイレを撤去し、下水設備を必要としない環境に配慮したバイオトイレを設置する。整備により利用者の満足度が高まるとともに、自然環境の保全に繋がる。

### 3 委託期間

#### (1) 導入期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 24 日まで

ただし、繰越承認が得られた場合は工期を延伸できるものとする。

#### (2) 保守期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

ただし、繰越承認が得られた場合は工期を延伸できるものとするため、完了後の業務委託となる。業務開始日については、協議の上決定する。

### 4 委託内容

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次のとおりとする。

#### (1) 導入業務

【撤去】	
既存トイレ	汲み取りトイレ
撤去方法	建築物、便槽の撤去については、法令を遵守し、適切な処理を行うこと。
その他	新設トイレを適切に設置できるように整地等を行うこと。
【設置】	
品名	自己完結型トイレ
部屋数	2室以上（3室目は兼用とする。） ・男（小便器1基、洋式便器1基、手洗い器1基） ・女（洋式便器1基、手洗い器1基） ・兼用（洋式便器1基、手洗い器1基）
設置方法	設置場所については既設トイレの場所とし、がけ条例適用場所となるため適用条件を満たす施工を行うこと。
その他	バイオトイレは建築物となるので以下の点に留意すること。 ・県へ建築工事届の提出が必要（設置場所は都市計画区域外のため建築確認は不要） ・自然景観及び環境への適切な配慮を行うこと。 ・その他建築に必要な事項
【共通】	
<p>既存トイレの撤去からバイオトイレ設置までの工程を踏まえ、撤去・設置基礎・設置の3工程の各完了時に報告を行うこととする。実施内容・整備内容、事業効果とともに、工程全体の報告書を取りまとめること。その際、必要な図面の提供を求めることとする。</p> <p>また、契約工期内の各月末付けで業務委託履行報告書及び工程表、当該月末の施工状況写真を報告すること。</p>	

## (2) 保守業務

設置後のトイレに対して、衛生的かつ快適に過ごすためトイレ設備等の保守をおこなうための項目は以下のとおりとする。

- ・ 年間保守
- ・ 定期点検（12か月点検）
- ・ その他必要とされる保守業務

## 5 配置技術者

- (1) 業務全体の担当者（直接雇用している者に限る。）を1名配置することとし、令和2年4月以降に官公庁又はそれ以外の団体が発注した、本業務と同種業務・類似の実績を有すること。
- (2) 既存トイレの撤去やバイオトイレの設置に係る基礎工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する主任技術者となりえる者を配置すること。

## 6 事業費の算出

本事業は観光庁における「令和7年度地域における受入環境整備支援事業補助金（持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業）」の交付を受けて行う事業であることから、補助金交付要綱及び補助金交付規程（昭和30年法律第179号）、同施行令（昭和30年政令第255号）及び観光庁の「受入環境整備促進事業補助金交付要綱」に定めるところに従って、事業を実施すること。

## 7 業務料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち、支払うこととする。ただし、導入業務については事前協議により概算払ができるものとする。

## 8 長期継続契約に係る特例

保守業務については、翌年度以降の歳出予算が減額又は削除されたときは契約の解除を行うこととなるが、契約を解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害を請求する事ができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

## 9 その他

業務の実施にあたっては管轄と直接協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、宇城市の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区分するとともに、専用の会計帳簿を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払が完了した日が属する会計年度から5年間保存すること。